

八戸市中央卸売市場条例改正の方向性について

1. 改正卸売市場法の概要について

(1) 改正卸売市場法の目的

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることを鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び県知事によるその認定に関する措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(2) 改正・施行の時期

平成30年6月15日成立し、6月22日公布。令和2年6月21日施行。

(3) 改正された主な内容

		卸売市場法(現行)	卸売市場法・食品流通改善促進法(改正後)	
①内容・基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場の計画的整備 卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場を含めた食品流通の合理化 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進 	
②国の基本的役割		<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場の整備促進 適正かつ健全な運営の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する基本方針を示し、指導・検査・監督する 施設整備等への支援を行う 流通合理化の取り組みを進めようとする場合、その計画を認定し支援する 不公正取引の把握のための調査等を充実する 	
③開設主体(中央卸売市場)		都道府県、人口20万以上の市	民間含め制限なし	
④国の関与	中央卸売市場	開設区域を定め、国が認可(*) (*認可を受けなければ開設不可)	国が認定(**)。開設区域の定めなし (**優れた取り組みを国が認める)	
	卸売業者	国が業務許可、指導、監督	定義を明記	
	せり人	法に明記		
⑤公正な取引環境の確保	売買取引の方法	一律に法で規制	引き続き「共通ルール」として位置づけ	
	差別的取扱いの禁止			
	(ウ)受託拒否の禁止			
	(エ)代金決済ルールの策定・公表(決済の確保)			
	(オ)取引結果等の公表			
	(カ)取引条件の公表			
	(キ)第三者販売の原則禁止			新「共通ルール」として位置づけ
	(ク)商物一致の原則			△原則廃止 * 独自ルール規定要件 「共通ルールに反しないこと」「取引参加者の意見を聞くこと」「ルールを定めた理由の公表」
(ケ)直荷引きの原則禁止				
(コ)自己買受の禁止				

2. 当市の対応

平成30年	7月	各部各業者別卸売市場法改正に係る条例改正等意見交換会開催:計6回 (改正市場法の概要説明及び三大規制について意見交換)
平成31年	2月	運営協議会開催(卸売市場法の改正について) 各部市場関係者意見交換会(計2回) (改正卸売市場法政省令の概要を説明及び意見交換)
令和元年	8月	運営協議会開催 各部取引委員会開催

3. 改正法に定めのない業務の方法について

(1)業務許可等

	現 状	改正後(案)
卸売業者	農林水産大臣による許可	市長による許可(5年更新)
仲卸業者	市長による許可	市長による許可(5年更新)
(売買参加者)	(市長による承認)	市長による承認
(関連事業者)	(市長による許可(5年更新))	市長による許可(5年更新)

改正法では開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を求められていることから取引の秩序維持のため、条例で規制し、卸売業者、仲卸業者、売買参加者の参入に制限を課す。

要件は、それぞれの現行の基準を基本とする。

(2)せり取引業務について

法改正後は規制廃止。⇒公正で効率的なせり取引を実施するため、下記について引き続き条例で規定する。

①せり人の登録:卸売業務を適正かつ円滑に行うため

②せり参加者:円滑なせり取引の実施及び取引秩序の維持のため、引き続きは、仲卸業者・売買参加者に限定する。

4. 改正法に定めのない規制(その他の取引ルール)について

(1)当市場の現状等について

	現行の市条例	取引の現状
第三者販売の原則禁止	卸売業者は市場の仲卸売業者又は売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。(第48条) ●例外規定①残品転送②開設区域外転送③市場間連携(取引委員会)④(新商品開発等による)業者間連携⑤輸出連携	【青果部】 ①市場の仲卸売業者又は売買参加者に卸売をした後残品が生じた場合の卸売を許可。(申請日ごと) ②区域外市場卸売業者への当該市場の入荷事情により入手困難な物品の卸売を許可。(＊原則同一品目ごとに上場数量の20%と要領で規程) 【花き部】許可申請無
商物一致の原則	卸売業者は、市場内にある生鮮食料品以外の卸売をしてはならない。(第49条) ●例外規定①市長指定場所にある物品②卸売業者申請場所にある物品(あらかじめ買受人との契約により確保した者)の市長承認③電子情報処理組織等を利用し市長が承認したとき(取引委員会)	両部の卸売会社より承認申請は無く、開設当初より市場内に入荷された商品のみ取引されている。
直荷引きの原則禁止	仲卸業者は当該市場の卸売業者以外の者から買入れてはならない。(第56条) ●例外規定 ①通常卸売をしないもの、制限があるもの②開設区域外転送③市場間連携(取引委員会)④(新商品開発等による)業者間連携⑤輸出連携	【青果部】許可申請無 【花き部】仲卸4社より許可申請あり ①卸売業者からの買入れ困難な物品なものについて許可。

自己買受の禁止	卸売業者(その役員使用人を含む)は当該市場の卸売の相手方として買い受けてはならない。(第50条)	
----------------	--	--

(2)「その他の取引ルール」についての意見(市場関係者との意見交換会より)

- ・第三者販売の禁止と直荷により卸売と仲卸のバランスがとれているので、どちらか一方を緩和することはできない。
- ・公正な取引環境が確保され、わかりやすいルールであればよい。現行のままでも第三者販売も直荷も要件が合えば許可されている。
- ・三大規制(第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致)はつながっているので、抜き出して判断できない。
- ・取引の透明性を確保してほしい。現行どおりの取引ができるようにしてほしい。
- ・他市場の動向を参考にしているかどうか。
- ・自己買受は秩序維持のため規制を維持してほしい。

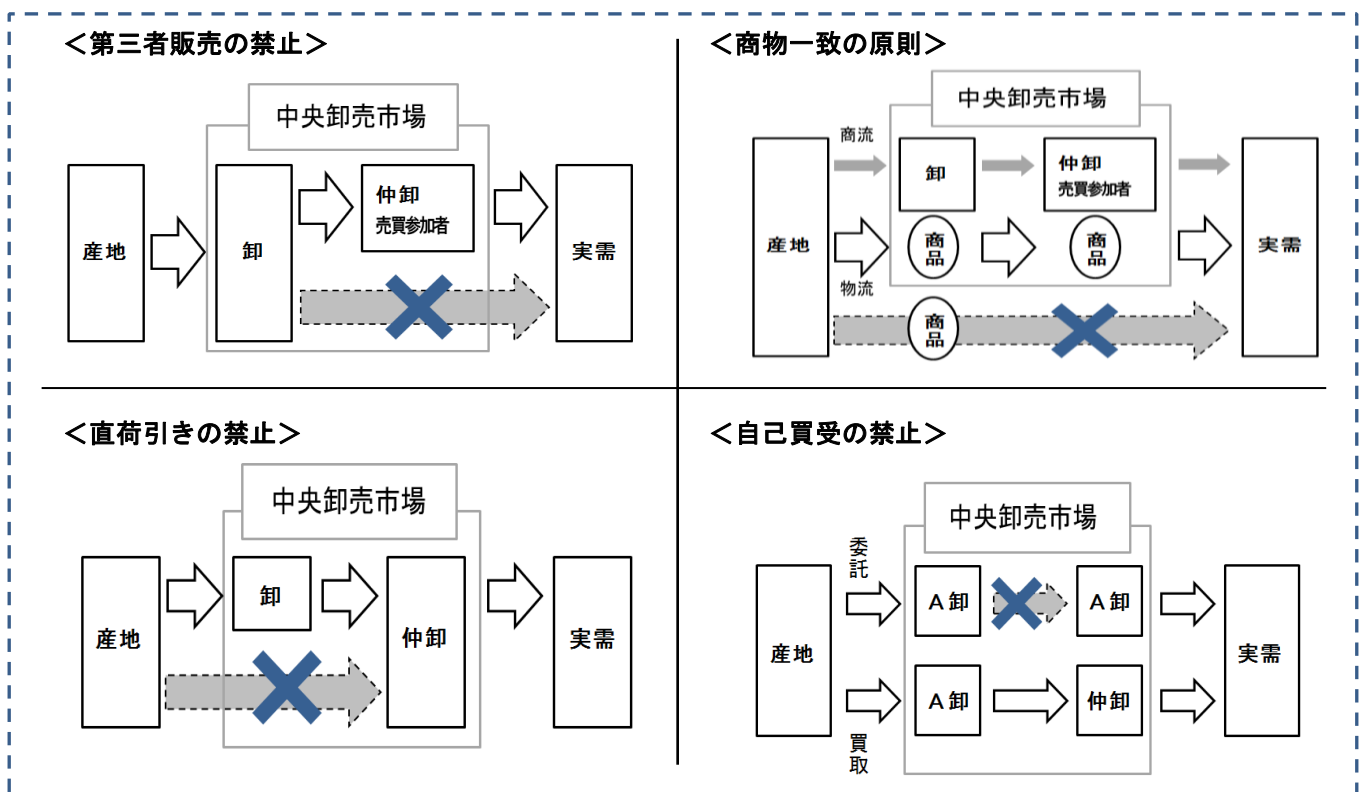
(3)当市の考え方

- ・公正かつ安定的に業務運営を行うための取引規制は維持する。
- ・取引の活性化や業務の効率を図るため、売買取引に係る許可承認手続等の緩和及び簡素化に努める。

5. 今後のスケジュール

令和元年	9月～	市場関係者及び他市場との意見交換 (必要に応じて取引委員会・運営協議会開催)
	12月	改正案についてパブリックコメント募集
令和2年	2月	取引委員会・運営協議会開催
	3月	改正案を市議会に上程 国に認定申請
	6月	八戸市中央卸売市場認定

(参考) **改正法に定めのない規制 (その他の取引ルール)**



※実需とは、小売・加工・外食等をいう。